

## 一般社団法人日本私立看護系大学協会研究助成事業規程施行細則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）研究助成事業規程に定める看護学研究者への研究助成金及び奨励金（以下「研究助成金」という。）の給付事業の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (種類と要件・期間)

第2条 研究助成金の種類は、次の3種類とする。ただし、理事会の承認を得て新たな研究助成金を設けることができる。

#### (1) 看護学研究奨励賞 以下の要件をみたす者

- ①募集年度の前年度に国際学術誌や学術団体誌・専門誌（紀要を除く）に英文原著論文等を公表した者
- ②共同研究は筆頭著者であること

#### (2) 若手研究者研究助成 以下の要件をみたす者

- ①応募時、満45歳以下の講師、助教及び研究者番号を有する助手
- ②研究成果について本法人主催セミナーで報告できる者
- ③研究期間：採択日から翌年度末日

#### (3) 国際学会発表助成 以下の要件をみたす者

- ①募集年度に国際学会において筆頭で発表する者
- ②採択証明書を会長あてに提出できる者

### (件数)

第3条 研究助成の件数は、次のとおりであり、会員校あたり各助成1件の申請を受け付ける。

#### (1) 看護学研究奨励賞 20件程度

#### (2) 若手研究者研究助成 15件程度

#### (3) 国際学会発表助成 10件程度

### (給付額)

第4条 研究助成金の給付額は、次のとおりとする。

#### (1) 看護学研究奨励賞 100,000円及び賞状

#### (2) 若手研究者研究助成 500,000円を上限とする

#### (3) 国際学会発表助成 200,000円

### (募集時期)

第5条 各研究助成金の募集は、毎年4月に行う。

### (助成金給付者の選考)

第6条 各研究助成金の給付対象者の選考は、提出された応募書類に基づき、研究活動委員会内に設けた選考委員会において選考し理事会で決定する。

2 応募者と利益相反のおそれのある選考委員は、当該応募者の審査には関わらないこととする。

### (給付)

第7条 研究助成金は、看護学研究奨励賞は個人口座に振り込み、若手研究者研究助成と

国際学会発表助成は原則として所属校の指定する銀行口座に振り込む。

(報告)

第8条 報告は次のとおりとする。

(1) 看護学研究奨励賞

①看護学研究奨励賞受給者は、給付対象となった論文の紹介文（和文要約）を報告書とし速やかに会長あてに提出しなければならない。なお、報告書は会報に掲載するものとする。

(2) 若手研究者研究助成

①若手研究者研究助成受給者は、給付対象となった研究成果報告書及び会計報告書を翌年度の3月末日までに会長あてに提出しなければならない。

②若手研究者研究助成受給者は研究成果について、採択日から翌々年度の本法人主催のセミナー等で報告し、研究抄録を別表1のとおりに作成しなければならない。

(3) 国際学会発表助成

①国際学会発表助成受給者は、給付対象となった国際学会での参加を証明する書類、会計報告書及び論文の紹介文（和文要約）を速やかに会長あてに提出しなければならない。なお、論文の紹介文（和文要約）は会報に掲載するものとする。

(変更・中止)

第9条 やむを得ない事由により研究若しくは国際学会発表を変更又は中止するときは、速やかに、会長に申し出なければならない。

2 若手研究者研究助成の受給者が研究途中に会員校以外の機関へ移籍する場合は、速やかに、会長に申し出なければならない。

(助成金の返還)

第10条 前条の規定により研究若しくは国際学会発表を変更又は中止したときは、助成金の一部又は全額を返還させことがある。

2 研究助成金の受給者が研究者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、研究助成金の全額を返還しなければならない。

3 若手研究者研究助成及び国際学会発表助成の受給者は千円以上の残金が出た場合、返還しなければならない。

(知的財産等)

第11条 助成を受けた成果物・論文の著作権は、受賞者に帰属する。

2 学会等において発表する際は、本法人の助成を受けている旨の表記を行うこと。

(庶務)

第12条 この研究助成事業に関する庶務は、事務局において行う。

(改廃)

第13条 この施行細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

## 附 則

この施行細則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2020年12月26日から施行する。

附 則

この施行細則は、2021年11月9日から施行する。

附 則

この施行細則は、2022年11月28日から施行する。

附 則

この施行細則は、2023年11月26日から施行する。

附 則

この施行細則は、2024年12月1日から施行する。

附 則

この施行細則は、2025年12月2日から施行する。

## (別表1) 若手研究者研究助成研究成果抄録の作成要項

提出抄録は、セミナー参加者に「要旨集」として配布しますので、下記の事項に則って作成してください。

1. MS明朝、10.5ポイント、上下左右の余白は25mm、文字数40～45字、行数40行の横書き。
2. 1行目に研究テーマを記載。
3. 研究テーマの下は1行あけて氏名、大学名（申請時の所属とする）を右詰で記載。 (学会等発表等の実績の記載は不要)
4. 氏名、大学名の下は1行あけて本文を記述。
5. 項目は、I背景、II目的、III方法、IV結果、V考察、をゴシック体で表記。
6. 倫理的配慮に関する内容を明記している。
7. 個人や団体が特定されるような記述はない。
8. 表の番号および表題（表1〇〇）は、表の上に記載しており、図の場合は図の下に（図1〇〇）と記載している。
9. A4用紙2枚以内である。（フッターにページ数は挿入しない）